第2回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召　　集　　令和8年8月27日(木)　16時45分
　　第2回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開　　会　　令和8年8月27日(木)　16時45分

3. 閉　　会　　令和8年8月27日(木)　17時03分

4. 出席委員

1番 元村	2番 羽田野	3番 藤盛	4番 小口	~~5番 星~~
6番 中島	7番 武正	8番 竹内	9番 佐藤	10番 山本
11番 尾崎	12番 小池	13番 石井	14番 谷本	15番 舟窪
16番 菱川	—	—	—	—

5. 欠席委員　　5番-星委員

6. 議事録署名委員　1番-元村委員　2番-羽田野委員

7. 付議議件
　　議案第10号　農用地利用集積等促進計画に係る賃貸借の解約について
　　議案第11号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
　　議案第12号　買受適格証明の交付について

8. 農業委員会事務局職員
　　事務局長　　川島 雄司
　　事務局　　笠谷 俊介
　　髙橋 正志

9. 会議の概要

事務局	第2回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日は5番、星委員より欠席の報告を受けております。出席委員は15名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。
議長	日程1、議事録署名委員に1番、元村委員、2番、羽田野委員、お願いします。 日程2、 議案第10号、農用地利用集積等促進計画に係る賃貸借の解約について説明お願いします。
事務局	議案第10号、農用地利用集積等促進計画に係る賃貸借の解約について 農用地利用集積等促進計画により設定された賃貸借について、賃借当事者から解約の申出があったため、その内容について審議を求める。 番号1、関係の土地については、字朱円西11筆、地目は畑、合計面積は89,872㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和8年3月17日から令和8年11月30日となっております。 番号2、関係の土地については、字朱円西1筆、地目は畑、面積は12,058㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和8年3月17日から令和8年11月30日までとなっております。 番号3、関係の土地については、字朱円西12筆、地目は畑、合計面積は101,930㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和8年3月17日から令和8年11月30日となっております。別紙の解約申出書の確認もお願いします。以上です。
議長	議案第10号、農用地利用集積等促進計画に係る賃貸借の解約について、決定してよろしいですか。
全員	はい。
議長	それでは、決定とします。 議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明お願いします。
事務局	議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字朱円西11筆、地目は畑、合計面積は89,872㎡、申

	請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 24,930 千円、10a あたり 277 千円となっております。 番号2、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、面積は 12,058 ㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 3,183 千円、10a あたり 264 千円となっております。 番号3、関係の土地については字美咲1筆、地目は畑、面積は 13,499 ㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 4,320 千円、10a あたり 320 千円となっております。位置図は4頁に記載しております。 (2)公社売渡 番号1、関係の土地については字朱円西12筆、地目は畑、合計面積は 101,930 ㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は 28,113 千円、10a あたり 276 千円となっております。 番号2、関係の土地については字美咲1筆、地目は畑、面積は 13,499 ㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が小作地取得のため、価格は 4,320 千円、10a あたり 320 千円となっております。位置図は次の頁に記載しております。別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件チェックリストの確認もお願いします。以上です。
議長	(1)の公社買入、番号の 1 から3まで決定してよろしいですか。
全員	はい。
議長	続きまして(2)公社売渡、1番、2番決定してよろしいですか。
全員	はい。
議長	決定とします。 日程4、議案第12号、買受適格証明の交付について説明お願いします。
事務局	日程4、議案第12号、買受適格証明の交付について 下記の通り申請があったので審議のうえ適否の決定を求める。なお、買受適格証明を交付した者が当該競売において最高価買受申出人となり、農地法第3条の許可申請を行った場合は、買受適格証明交付時から申請内容及び許可要件に係る事情の変更がないことを会長が確認したときは、会長専決により許可処分を行うものとする。ただし、事情の変更が認められる場合は農業委員会に付議する。 位置図は次の頁に記載しております。 本件については情報の慎重な取り扱いについて特段のご配慮をお願いします。 現地確認は8月25日に尾崎委員、小池委員、菱川委員が確認しております。

議長	現地確認委員、尾崎委員、どうでしたか。
尾崎委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、決定してよろしいですか。
全員	はい。
議長	決定します。
議長	ここで休憩とし、日程5、その他、協議・報告事項をお願いします。 （休憩）
議長	本会議に戻し、以上をもちまして第2回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和８年８月２７日

斜里町農業委員会　会長　菱川　正治

議事録署名委員　元村 純

議事録署名委員　羽田野 達也